

事 務 連 絡

令和 8 年 8 月 3 1 日

日本行政書士会連合会会長 殿

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長

(公印省略)

行政書士による不正行為等を認知した場合の措置について（依頼）

平素より、出入国在留管理行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現状、不正行為をした行政書士の方に対しては、貴会において懲戒請求や業務停止処分がなされるものと承知していますが、当該措置が執られるまでの間、当該行政書士が引き続き申請を取り次ぐことができる状態にあることは、適正な出入国在留管理行政を遂行する上で問題があると考えています。

そこで、本年 8 月 2 1 日以降、行政書士に係る不正行為等を当庁が認知した場合、それが懲戒請求の事由に当たる行為であり、かつ、その態様等に照らして申請等取次に係る行為を責任をもって遂行することが期待できないと合理的に認められるときは、別添の通知書を交付した上で、当該行政書士については、「地方出入国在留管理局長において相当と認める」者（出入国管理及び難民認定法施行規則第 6 条の 2 第 4 項、第 5 9 条の 4 第 2 項第 1 号、同条第 4 項第 1 号）として取り扱わないこととしましたので、お知らせします。

また、各単位会に対しても、地方出入国在留管理局から当該措置を執った行政書士に関する情報提供を行う予定です。

つきましては、上記取扱いについて、貴会内における周知をお願いいたします。

引き続き、適正な出入国在留管理行政の運営に対する御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

添付物

不適当者に対する通知

1 部